

空家等対策に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部（以下「乙」という。）とは、甲の区域内の空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が社会的使命と双方の信義、誠実の原則に則り、相互に連携・協力し、適正管理や利活用などの空家等対策を総合的かつ計画的に推進することで、特定空家等となることを防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態又はその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の役割）

- 第3条 甲は、空家等対策に係る甲の事業や制度等について、乙に情報提供すること。
- 2 甲は、所有者等から空家等や解体跡地の売買や賃貸等の相談を受けた場合に、乙を紹介すること。
- 3 甲は、甲のホームページなどにより、乙が実施する相談事業等の業務を市民に広報すること。

（乙の役割）

- 第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された空家等対策に係る情報について、所属会員に周知すること。
- 2 乙は、空家等や解体跡地の売買や賃貸等に関する相談窓口を設置すること。
- 3 乙は、所有者等から相談を受けた場合に、所属会員に対し協力を求めること。
- 4 乙は、甲が行う相談事業等の実施にあたり、当該相談事業等に協力する者を所属会員から派遣すること。

員から派遣すること。

（秘密の保持）

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、当該業務の履行に際し知り得た情報を他人に漏らし、又は不当に使用してはならない。

（苦情等の処理）

第6条 この協定に基づく業務の履行に際し苦情等が発生した場合には、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙から書面による解除の申出がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月4日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市長

加藤久雄

乙 長野市南県町999番地10

支部長

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部

平成30年6月4日